

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号
神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

意見書

令和6年2月14日

東京地方裁判所民事第2部B d係 御中

千葉大学名誉教授 藤井英二郎



1. 意見書提出の背景

この意見書提出に至った背景は次のとおりです。千代田区神田警察通り第2期整備における街路樹の扱いについて、千代田区環境まちづくり部からの依頼に応じて専門家として意見を述べた経緯があること。また、当該街路樹に関わって沿道区民と千代田区の間で係争中であり、それにも拘わらず現存街路樹を伐採しようとする区に対して長期間に亘って街路樹の見守りをされている沿道区民の献身的な誠意と健康を考え、一日も早い解決が必要であることです。以上の背景から意見書を提出することに致しました。

2. 意見聴取とその結果の千代田区の扱い

令和2年（2020）7月30日（木）10：00～12：00に千代田会館10階研修室において、千代田区環境まちづくり部基盤整備計画担当課長、同部地域まちづくり課長を含めて計6名が同席され意見聴取を受けました。

意見聴取では、現存するイチョウ街路樹を現位置で保存する残置案と街路樹を更新して植栽位置を少し変えた更新案について説明され、それに対する専門家としての意見を求められました。

小生の他3名の専門家の意見聴取の結果は、同年12月2日の沿道整備推進協議会で報告されたようですが、同協議会で報告することも含めて意見聴取結果の文書確認はありませんでした。この他、意見聴取結果の区の扱いには次のような問題点があります。

- ① 意見聴取結果は文章化して聴取対象者に確認する必要がありますが、確認する機会を設げずに上記協議会で資料として配付され報告されたのは、通常の手続きを逸脱しています。

その結果、以下のように小生の意見が同協議会に正確に伝わっていなかったと思います。

- ② 同協議会での報告資料では、残置案と更新案に対する意見が並記されているため、両案に対する小生の評価が同程度と受け取られ、残置案の現存するイチョウの保全が最優先と答えた小生の意見が正確に報告されていません。
- これに関わって、令和4年11月8日付千代田区長の「答弁書」p40では、令和2年12月25日開催の千代田区企画総務委員会で配布された資料に「保存を優先すべき」との意見を述べた学識経験者がいることが明記され、また同委員会で「須貝課長から、保存を優先すべきとの意見があったことが明確に説明されており」、「(小生の)意見内容が歪曲して伝えられたということはない。」としています。
- しかし、小生が問題にしているのは、前記のように残置案と更新案に対する小生の意見が並記されていることで、この記述方法によって小生の両案に対する評価が同程度と受け取られることです。
- さらに、①で指摘したように意見聴取対象者に聴取結果を確認していないために、次の③で指摘したような不正確な記述が多くあり、小生を含む専門家の意見が上記企画総務委員会や協議会に正確に伝わっていませんでした。しかし、上記「答弁書」ではこのことには全く言及していません。上記委員会や協議会で専門家の意見が正確な情報として提供されていなかつたことは、会議内容を左右する重大な問題であったと思います。
- ③ 同資料の小生の意見「現状の植栽基盤は改良する必要がない」と「植栽基盤は12立方メートル確保するのが欧米では標準」は矛盾していると受け取られるはずで、前者は土壌組成、後者は土壌容量のことと補足する必要があります。この一例のように報告資料作成者は街路樹に関する専門的知見をもたないため、報告資料には不正確な記述が多くあります。
- このように意見聴取結果の確認が為されなかつたために、小生を含む専門家の意見が協議会委員に正確に伝わっていなかつたと判断されます。

3. 既存街路樹を活かした整備の妥当性

① 歩道と自転車道の有効幅員

既存街路樹存置案と更新案の歩行者有効幅員と自転車有効幅員の違いは、存置案ではそれぞれ1.6~1.85m、1.3~1.75mの区間があるに対して、更新案では2期整備区間全体にそれぞれ2m確保できることです。歩行者道と自転車道の有効幅員について、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」（平31年3月改訂）道路編では「歩道の有効幅員2.0m以上を確保することが困難な場合には、少なくとも歩道の有効幅員として1.5mを確保する。」とされ、存置案でも1.5mが確保されています。加えて、幅員が狭い場合に歩行者が互いに譲り合うことは日常的にみられることで、世界共通です。

なお、上記マニュアルでは、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月、国土交通省道路局・警察庁交通局）参照とされ、同ガイドラインには、「自転車通行空間の幅員は、隣接する歩行空間の幅員とのバランスが重要であり、歩行者、自転車がそれぞれの空間を通行しやすく、また、自然に通行位置が守られるよう、歩行者、自転車の交通量を考慮して決定するものとする。」とあり、具体的幅員は示されていません。

② 既存街路樹のイチョウと街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラの存在効果の違い

既存街路樹のイチョウは樹高10m、幹周100cmを超える木も多く、緑陰効果や歩道道を仕切る効果、沿道居住者の生活環境、通行者の歩行・走行環境として大きな存在効果をもたらしています。それらの効果は、現状の強い切詰め剪定を見直し、車道側や道路縦断方向に樹冠が広がれば、さらに大きくなります。例えば、緑陰効果では、舗装面に直射日光が当たれば、夏期の路面温度は5, 60°Cにもなりますが、樹冠で直射日光が遮蔽されれば路面温度は20°Cも低くなり、日中は木陰で涼しく、夜間の輻射熱も大幅に下がることができます。温暖化が急速に進む中、世界の大都市がこぞって樹冠被覆率（=高木の樹冠で覆った面積割合）を高めようとしているのは、この温度低減効果によります。

街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラは、樹高4, 5m程の苗木を植えても成長が遅い上に、伸びても最大樹高が8m程です。また、枝が幹の低いところから箒状に広がりますので、車道側4.5m、歩道側2.5mの建築限界が長年に亘ってクリア一できません、自転車を含む車両と歩行者の通行の支障になります。また、枝が箒状に伸びて樹冠が広がるまでに年数がかかりますので、苗木植栽後、長年に亘って緑陰効果が期待できません。

以上のように、既存街路樹のイチョウと街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラの存在効果には大きな差があり、年々暑さが増している神田警察通りの街路樹としては既存のイチョウを存置して、歩道、自転車道を整備することが強く求められます。加えて、イチョウは火に当たっても着火しにくく、深根性で倒伏しにくいため、何時発生するかわからない首都直下地震時の防火樹として、また倒伏する建物を支えて避難路を確保するためにも有効です。

上記の緑陰効果に関わって、上記「答弁書」p29のエで「樹木の本数を増やし、均等に植樹することで連續した緑陰が確保でき、また、植栽帯を設けて緑被率を高めるなどすれば一定の解決が図られる」としていますが、街路樹として一般的に植栽される樹高4, 5mのヨウコウザクラでは枝数が少ないため日射が十分遮れず緑陰効果は僅かです。さらに、ヨウコウザクラは成長が遅いため、たとえ連續的に植栽したとしても長年に亘って十分な緑陰効果は期待できません。

なお、「答弁書」p29エの()内に、「本件工事区間は多くの建物が立ち並ぶ区間であ

り、これらの建物によって日陰が生じる箇所に置いては、そもそも緑陰の問題が生じ得るのか疑問である。」としていますが、本件工事区間は東西方向の通りで、太陽高度が高く気温も高い夏期ではとりわけ通りの北側には直射日光が当たるため緑陰は不可欠です。因みに、緑陰効果には歩行者や車両などに直射日光が当たらないように遮つて涼しくする効果と、道路面や壁面に直射日光が当たり道路や建物に熱が溜まって夜間も暑い状態を緩和する効果があり、温暖化、ヒートアイランドの更なる激化が予想されている当地区を含む東京では高木による樹冠被覆が不可欠です。

また、「答弁書」p28, 29 の（3）ヨウコウザクラの植栽について のイで「街路樹の運用については、当該道路空間への適性やその樹木自身の維持管理性を考慮の上、その効率性が判断されるべきである。」とし、「枝が広がらず上方に伸びるとされるヨウコウザクラは・・自然樹形、すなわち、当該樹木本来の形を維持しながらの管理が可能である。また、2.5メートル以下の中間に下枝のないものを選定し管理すれば建築限界に抵触することもないことから、同区間における街路樹として整合的といえる。」としています。しかし、前述したようにヨウコウザクラの一般的な植栽時の樹高は4, 5m ですので、健全に育成するためには歩道上の建築限界 2.5m 以下の枝を切除できません。つまり、健全な生育を保つためには、樹高に対する樹冠長が 5, 6 割必要ですから、樹高 5m では建築限界 2.5m 以下の枝を切除できないのです。加えて、ヨウコウザクラは成長が遅く、さらに最大樹高も 8m 前後ですので、植栽後しばらくは建築限界を侵しながらも、その枝を切除できない状態が続きます。

さらに、パーキング・メーターに近接するヨウコウザクラのパーキング・メーター側の建築限界は 4.5m ですので、歩道側よりさらに長い年月に亘って建築限界を侵す状態が続くことになります。

であれば、最大樹高 8m 前後のヨウコウザクラを植栽する方法が考えられますが、樹高 8m 前後のヨウコウザクラを同整備区間で必要な 60 本前後入手することは殆ど不可能です。また、たとえ入手できたとしても殆どの個体は街路樹用に生産されていないため、建築限界以下に太い下枝があり、同整備区間に植栽するときに太い下枝を切除せざるを得ません。そして、サクラの仲間は太枝の切り口が腐朽しやすいため、植栽後の健全な生育が見込めません。

以上のことから、ヨウコウザクラは「同区間における街路樹として整合的」ということはできません。

4. 拡大沿道整備協議会設置の必要性

千代田区は、沿道整備推進協議会で既に計画が承認されたとしているようですが、沿道の殆どの住民は同協議会の存在も協議内容も知らないとのことです。この意見書冒頭の提出の背景で記した係争や伐採を強行する区に対して長期間街路樹の見守りを続けている住民の存在は、この整備計画が民主的な手続きを踏んでいないことの表れで

す。同じく千代田区が歩道拡幅等の再整備を進めた明大通りでは、計9回にも及ぶ拡大協議会を経て、最後は拡大協議会委員全員が納得して工事が進められました。こうした整備経験をもつ千代田区ですので、神田警察通りにおいても現状と将来に禍根やしこりを残さないよう、拡大沿道整備協議会を早急に設置頂けるようお願い致します。

以上